

広島市中区選挙管理委員会告示第2号
令和8年1月26日

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正行